

## 「IV. 大学への提言」に対する改善報告についての審議結果

大学名：城西国際大学薬学部

本評価実施年度：2019 年度

2025 年 1 月 10 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

## 「改善すべき点」に対する改善報告への審議結果

※検討所見以外は提出された改善報告書のまま記載しています。

## ■改善すべき点への対応について

### 改善すべき点（１）

#### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

##### ２．カリキュラム編成

#### （２）指摘事項

５年次、６年次時間割の「薬学総合演習」／「卒業研究」という記載は不適切なので、改善する必要がある。

#### （３）本評価時の状況

受審年度である 2019（平成 31）年度の 5 年次、6 年次時間割表には「薬学総合演習」／「卒業研究」という記載がなされている。これは、「薬学総合演習」（必修 4 単位：「薬学総合演習及び卒業試験」と「卒業研究」（必修 4 単位：「卒業研究及び卒業論文」という 2 つの必修科目が同時に開講していると判断されるような記載となっている（根拠資料 1-1）。

#### （４）本評価後の改善状況

学部教務委員会および薬学部事務室が作成する時間割表に、2020（令和 2）年度 5 年次ならびに 6 年次時間割表から「薬学総合演習及び卒業試験」と「卒業研究及び卒業論文」を分離して表記された（根拠資料 1-2）。以後、2021（令和 3）年度（根拠資料 1-3）、2022（令和 4）年度（根拠資料 1-4）、2023（令和 5）年度（根拠資料 1-5）と継続して同様の表記法にて時間割表を作成している。

#### （５）改善状況を示す根拠となる資料

根拠資料 1-1：2019（平成 31）年度 5、6 年次時間割

根拠資料 1-2：2020（令和 2）年度 5、6 年次時間割

根拠資料 1-3：2021（令和 3）年度 5、6 年次時間割

根拠資料 1-4：2022（令和 4）年度 5、6 年次時間割

根拠資料 1-5：2023（令和 5）年度 5、6 年次時間割

### 検討所見

改善すべき点（１）は、本評価時において、５年次、６年次時間割表に「薬学総合演習」／「卒業研究」という記載がなされており、「薬学総合演習」（必修４単位：「薬学総合演習及び卒業試験」と「卒業研究」（必修４単位：「卒業研究及び卒業論文）」の２つの必修科目が同時に開講されていると判断されるような状況であったことに対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、「薬学総合演習」と「卒業研究」を時間割上ではっきり分けた。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

## 改善すべき点（２）

### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### ２．カリキュラム編成

### （２）指摘事項

国家試験予備校に依頼している国家試験対策講習会の一部が、「薬学総合演習」／「卒業研究」に割り振られている。正規の授業時間に開講されるのは不適切なので、改善する必要がある。

### （３）本評価時の状況

受審年度である 2019（平成 31）年度、学修支援の一環として実施している国家試験予備校による対策講習は、主に土曜に実施している（根拠資料 2-1）。しかしながら、この対策講習を開講しているほとんどの時限は、時間割表上「薬学総合演習」／「卒業研究」と記載されている（8/24（土）：地域医療特論演習（夏期セミナーコース・B 夏期セミナー）、9/14（土）、2/8（土）、2/12（水）、2/15（土）：記載なし）（根拠資料 1-1）。

### （４）本評価後の改善状況

国家試験対策としての外部業者による対策講習は、2020（令和 2）年度以降正課外補習として引き続き土曜を中心に実施し、時間割表上「空きコマ」としている（根拠資料 2-2、2-3、2-4、2-5）。これに伴い、時間割表上の「薬学総合演習（薬学総合演習及び卒業試験）」および「卒業研究（卒業研究及び卒業論文）」の表記コマ数が減るが、2020（令和 2）年度の 6 年次生は「薬学総合演習（薬学総合演習及び卒業試験）」として 306 コマ（90 分授業）、「卒業研究（卒業研究及び卒業論文）」を 584 コマ（90 分授業）配当しており、いずれの科目も 4 単位必修であることから十分な授業時間が確保されている（根拠資料 1-1、1-2）。同様に 2021（令和 3）年度は「薬学総合演習（薬学総合演習及び卒業試験）」が 357 コマ、「卒業研究（卒業研究及び卒業論文）」が 724 コマ開講している（根拠資料 1-2、1-3）。大学全体として 2022（令和 4）年度より 90 分授業から 105 分授業に変更されたことに伴い（根拠資料 2-4）、「薬学総合演習（薬学総合演習及び卒業試験）」および「卒業研究（卒業研究及び卒業論文）」の開講コマ数は減少したものの、いずれも十分な授業時間が確保されている（根拠資料 1-4、1-5、2-5、2-6）。

### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料 2-1：2019（平成 31）年度 国家試験予備校による補習

根拠資料 1-1：2019（平成 31）年度 5、6 年次時間割

根拠資料 2-2：2020（令和 2）年度 国家試験予備校による補習

根拠資料 2-3：2021（令和 3）年度 国家試験予備校による補習

根拠資料 1-2 : 2020 (令和 2) 年度 5、6 年次時間割

根拠資料 1-3 : 2021 (令和 3) 年度 5、6 年次時間割

根拠資料 2-4 : 105 分授業とクォーター制の導入について | 城西国際大学

根拠資料 2-5 : 2022 (令和 4) 年度 国家試験予備校による補習

根拠資料 2-6 : 2023 (令和 5) 年度 国家試験予備校による補習

根拠資料 1-4 : 2022 (令和 4) 年度 5、6 年次時間割

根拠資料 1-5 : 2023 (令和 5) 年度 5、6 年次時間割

### 検討所見

改善すべき点 (2) は、本評価時において、国家試験予備校に依頼している国家試験対策講習会の一部が、「薬学総合演習」／「卒業研究」に割り振られていた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記 (4) の対応をとり、国家試験対策としての外部業者による対策講習は、2020 (令和 2) 年度以降正課外補習として土曜を中心に実施することとし、時間割表上「空きコマ」とした。

以上のことは上記 (5) の根拠資料の時間割表からおおむね確認できたが、国家試験予備校による補習予定によれば、土曜日よりも、土曜日以外の週日に開講されていることが多いので、指摘の趣旨に沿った改善が行われたとはいえない。したがって、今後、国家試験予備校による講義を正課内で行うべきでないという指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを求める。

### 改善すべき点（3）

#### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

##### 3. 医療人教育の基本的内容

#### （2）指摘事項

ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、指標を設定して学習成果の総合的な目標達成度を評価する必要がある。

#### （3）本評価時の状況

本学ではヒューマニズム教育・医療倫理教育として、1年次（薬学概論、医療倫理、医療薬学基礎ゼミ、コミュニケーション論演習、情報メディア演習Ⅰ）、2年次（地域連携論演習）、3年次（高齢者医療サービス論演習、看護・介護演習、福祉医療ケアシステム論）、4年次（薬事関係法規、薬剤師倫理、臨床コミュニケーション学演習、医療経済学）と各学年に関連科目を配置し、4年次からの病院・薬局実務実習実施している。それぞれの科目の履修に伴い本学が作成する「JIU 薬・マイルストーン」（根拠資料 3-1）に示される目標行動の修得・定着を目指している。しかしながら、それぞれの目標行動の「評価」については明確な基準が示されていない。

#### （4）本評価後の改善状況

コロナ禍の影響で対面教育の実施が困難となった 2020（令和 2）年以降は、指摘事項のヒューマニズム教育・医療倫理教育分野についての十分な改善には至らなかった。その後、2024（令和 6）年度カリキュラム改訂に向けて、ヒューマニズム教育・医療倫理教育における学修成果の総合的な目標達成度評価について検討した。

まず、ヒューマニズム教育・医療倫理に関係するディプロマ・ポリシー（以後、DP）を見直し、下位学年のそれぞれにベンチマーク及び評価科目を設定し、これら DP に対するアセスメントプランを作成し（根拠資料 3-2）教授会で承認された（根拠資料 3-3）。アセスメントプランの構成には、科目による教員評価、学生個々による振り返り（キャリアファイルおよび自記式調査）に加えて、学年担当教員による学生の振り返り項目に関する総合評価が含まれる。この改定によりヒューマニズム教育・医療倫理教育における、学修成果の総合的な目標達成度を評価できるものとするが、運用は 2024（令和 6）年度より開始される予定となっている。

#### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料 3-1：JIU 薬・マイルストーン

根拠資料 3-2：2024（令和 6）年度 DP アセスメントプラン

根拠資料 3-3：2023 年度 9 月 25 日 薬学部臨時教授会資料

### 検討所見

改善すべき点（3）は、本評価時において、ヒューマニズム教育・医療倫理教育に関し、「JIU 薬・マイルストーン」に示される目標行動の修得・定着を目指しているものの、それぞれの目標行動の「評価」については明確な基準が示されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとった。すなわち、ヒューマニズム教育・医療倫理に関係するDPを見直し、下位学年のそれぞれにベンチマーク及び評価科目を設定し、これらDPに対するアセスメントプランを作成した。

以上のことは上記（5）の根拠資料等から確認できたので、客観的な評価が行われるものと考えられる。よって、指摘が求めた改善に向けて取り組みを進めていると評価できるが、実施前の段階であり、現段階では実態が確認できないので、今後この取り組みが適正に進められることを期待する。

#### 改善すべき点（４）

##### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

###### ３．医療人教育の基本的内容

##### （２）指摘事項

コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための授業科目において、目標達成度を評価するための指標をシラバスに明記するように改善する必要がある。

##### （３）本評価時の状況

「コミュニケーション論演習」（１年次、必修、１単位）では、秋学期末にスモールグループディスカッションと集団面接による試験を実施し、相手を尊重した自己主張、論理的な意見の主張、適切なプレゼンテーションなどが身につけていることを確認する。また、「地域連携論演習」（２年次、必修、１単位）では、秋学期末に１年間を振り返り、その成長をパフォーマンス評価する。グループディスカッション、集団面接で学生個々の社会人基礎力について観察・評価する。その他の、コミュニケーション・スキルおよび自己表現能力を身につけるための各科目の成績評価は、出席状況、レポート等、科目ごとに目標達成度の指標が設定されている。しかしながらシラバスに記載される科目ごとに設けた到達目標はそれぞれ独立し、D P との関連性についても示されていない（根拠資料 4-1）。

##### （４）本評価後の改善状況

コロナ禍の影響で対面教育の実施が困難となった 2020（令和 2）年以降は、コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための授業科目もオンラインでの授業実施となり、指摘に対する改善には至らなかった。その後、令和 5 年度 F D においてコミュニケーション能力および自己表現能力に関する D P の見直しを行い、学年それぞれにベンチマーク及び評価科目を設け、これらの D P に対するアセスメントプランを作成し（根拠資料 3-2）教授会で承認された（根拠資料 3-3）。2024（令和 6）年度以降、コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための授業科目においては、各学年に設けられたベンチマークをシラバス上の「授業の到達目標」に記載することを徹底する（根拠資料 4-2）。

##### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料 4-1： 2019 年度 シラバス抜粋 コミュニケーション関連科目

根拠資料 3-2： 2024（令和 6）年度 D P アセスメントプラン

根拠資料 3-3： 2023 年度 9 月 2 5 日薬学部臨時教授会資料

根拠資料 4-2-1：2024 年度 コミュニケーション関連科目シラバス抜粋

#### 検討所見

改善すべき点（４）は、本評価時において、コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための授業科目について、目標達成度を評価するための指標がシラバスに明記されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための授業科目において、目標達成度を評価するための指標をシラバスに明記することとし、2024 年度からは各学年に設けられたベンチマークをシラバス上の「授業の到達目標」に記載することとした。

以上のことは上記（５）の根拠資料等から確認できたので、指摘が求めた改善に向けて取り組みを進めていると判断できるが、2024 年度は 1 年次科目のみ開講中なので、今後指摘の趣旨に沿った改善が進められることを期待する。

## 改善すべき点（５）

### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### ３．医療人教育の基本的内容

### （２）指摘事項

一部の教養科目、語学科目、準備教育科目において、薬学部の学生便覧やシラバス、ホームページに履修可能な科目として掲載されているにもかかわらず、薬学部の専門科目等と開講時間が重なる、開講していないなどの理由で履修できない状況にあるので、改善する必要がある。

### （３）本評価時の状況

受審年度である2019（平成31）年度の学生便覧には、語学・情報・教養科目で構成される学科共通科目群が配置されている。しかしながら、教養科目の「宗教学」は薬学部専門科目と開講時限が重複している。さらに「経営学」と「ジェンダー論」も同時限に開講されている（根拠資料5-1）。

### （４）本評価後の改善状況

城西国際大学では一般教養科目の選択機会を増やす取組みとして2022（令和4）年度より「全学部共通基盤科目群」が導入され、オンライン（オンデマンド）科目を充実したことにより、履修可能な教養科目および語学科目数が大幅に増加した（根拠資料5-2、5-3、5-4、5-5）。この改訂にあわせ薬学部では、「アカデミック・スキルズ（1単位）」、「英語3科目6単位（「Fundamentals of English I（2単位）」および「Oral Fluency I（2単位）」、「Fundamentals of English II（2単位）」または「English for Advanced Studies B（2単位）」）を含む、10単位以上（合計17単位以上）の単位を3年次までに取得することを4年次への進級基準と設定した（根拠資料5-3）。

### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料5-1：2019（平成31）年度 時間割

根拠資料5-2：2022（令和4）年度 基盤科目

根拠資料5-3：2022（令和4）年度 学生便覧

根拠資料5-4：2023（令和5）年度 基盤科目

根拠資料5-5：2023（令和5）年度 学生便覧

### 検討所見

改善すべき点（５）は、本評価時において、一部の教養科目、語学科目、準備教育科目において、薬学部の学生便覧やシラバス、ホームページに履修可能な科目として掲載されているにもかかわらず、薬学部の専門科目等と開講時間が重なる、開講していないなどの理由で履修できなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、2022（令和４）年度以降「全学部共通基盤科目群」の導入により、オンライン（オンデマンド）科目を充実させて、教養科目等を履修できるようにした。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

## 改善すべき点（6）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 3. 医療人教育の基本的内容

### （2）指摘事項

早期体験学習の訪問施設が病院または薬局のどちらか一方だけであることから、協力病院・薬局を増やし、複数の施設での早期体験の機会を設ける必要がある。

### （3）本評価時の状況

実際の医療が行なわれている場で様々な薬剤師の業務を見聞し、人々の健康と福祉に貢献する薬剤師の社会的な役割と使命を知り、今後の学習モチベーションを高めることを目的に、「薬学概論」（1年次、必修）の授業の中で早期臨床体験を実施している。しかしながら1人の学生が体験する施設は、病院または薬局のいずれか1施設のみである。

### （4）本評価後の改善状況

受審年度である2019（平成31）年度の翌年、2020（令和2）年以降はコロナ禍の影響で早期臨床体験の実施自体が困難となる中、協力体制にある病院施設にてオンライン（ライブ）での実施に至ったものの、薬局施設での実施には至らなかった。その後2024（令和6）年度の改訂モデル・コア・カリキュラム実施に伴う学部FD中で、1年次「薬学概論 B」（1年次、必修）において病院および薬局の早期体験学習の実施が決定されたが、2024年（令和6）年度は受入れ薬局の調整が間に合わず、「薬剤師講演」にとどまっているため、引き続き薬局にての早期体験学習の実施に向けた調整を継続している。（根拠資料6-1）。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料6-1：薬学概論Bシラバス

### 検討所見

改善すべき点（６）は、本評価時において、早期体験学習の訪問施設が病院または薬局のどちらか一方だけであった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、１年次「薬学概論Ｂ」（１年次、必修）において病院および薬局の早期体験学習の実施を決定したが、2024年（令和6）年度は受入れ薬局の調整が間に合わず、「薬剤師講演」にとどまり、引き続き薬局での早期体験学習の実施に向けた調整を継続している。

以上のことは上記（５）の根拠資料により１年次「薬学概論Ｂ」（１年次、必修）のカリキュラムは確認できた。今後、病院および薬局での早期体験学習の実施に向けた調整を継続し、指摘の趣旨に沿った改善が進むことを期待する。

## 改善すべき点（7）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 4. 薬学専門教育の内容

### （2）指摘事項

シラバスには、1)「必修」、「選択」、「選択必修」の区別が明記されていない、2)各回の講義内容に対応するモデル・コアカリキュラムのSBOsの記載が欠如している科目があり記載項目に統一性がない、などの問題点があり、改善が必要である。

### （3）本評価時の状況

シラバスは、全ての授業科目（講義科目、実習、演習）について全学的に統一した書式で年度ごとに作成している。このシラバスは、「授業科目名」、「配当学科」、「学年」、「開講学期」、「担当教員」、「単位数」、「科目ナンバー」および「授業の到達目標及びテーマ」、「授業の概要」、「授業の計画」、「テキスト」、「参考文献・推薦図書」、「試験及び成績評価」、「関連ページ」から構成されている。一方で、「必修」、「選択」、「選択必修」の区別の記載がなく、モデル・コアカリキュラムのSBOsの記載が欠如している科目がある（根拠資料7-1）。

### （4）本評価後の改善状況

教務委員会作成の2020（令和2）年度シラバスの書き方（根拠資料7-2）に基づき、2020（令和2）年度シラバスから、「授業の概要」欄に【必修・選択・選択必修の区分】、【独自科目の場合はその旨を記載】、【モデル・コアカリキュラム】を記載し、さらに「授業の計画」欄に各回の授業内容に相当する【モデル・コアカリキュラムのSBOs】を記載している（根拠資料7-3、7-4）。一方で、2022（令和4）年度より、全学部共通でのシラバスを収載するシステム変更および記載方法の変更に伴い、一部科目で指摘される項目の欠落が確認されている（根拠資料7-5）。そのため2023（令和5）年度より、科目担当者により作成・提出されたシラバスを教務委員会が記入漏れや誤記の確認を行い、不備が認められた場合、訂正・再提出を求めるようにしている。なお現在は、「授業の概要」欄に【独自科目の場合はその旨を記載】、【授業科目名（英語名）】、【モデル・コアカリキュラム】、【授業形態】を記載し、さらに「授業の計画」欄に各回の授業内容に相当する【モデル・コアカリキュラムのSBOs】を記載している（根拠資料7-6）。ただし、ライフステージ IPE A・B、医療福祉ケアシステム論の3科目については他学部との共有授業科目のため、薬学部における記載方法には準じていない。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料7-1：2019（平成31）年度 シラバス

根拠資料 7-2	：2020（令和2）年度	シラバスの書き方
根拠資料 7-3	：2020（令和2）年度	シラバス
根拠資料 7-4	：2021（令和3）年度	シラバス
根拠資料 7-5	：2022（令和4）年度	シラバス
根拠資料 7-6	：2023（令和5）年度	シラバス

### 検討所見

改善すべき点（7）は、本評価時において、「必修」、「選択」、「選択必修」の区別が明記されておらず、各回の講義内容に対応するモデル・コアカリキュラムのSBOsの記載が欠如している科目があり記載項目に統一性がない、などの問題点があった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、2020（令和2）年度シラバスから、必修・選択・選択必修の区分、独自科目、モデル・コアカリキュラムのSBOsを記載することとし、2023（令和5）年度より、科目担当者により作成・提出されたシラバスを教務委員会が記入漏れや誤記の確認を行い、不備が認められた場合、訂正・再提出を求めることとした。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

## 改善すべき点（８）

### （１）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### ４．薬学専門教育の内容

### （２）指摘事項

モデル・コアカリキュラムのＳＢＯｓの中に、一部選択科目でしか対応されていないものがあるので、必修科目でも対応するように改善する必要がある。

### （３）本評価時の状況

モデル・コアカリキュラムに記載されている全ＳＢＯｓがシラバス内に記載されているため、各科目担当者がシラバスでＳＢＯの重複および、関連ＳＢＯがどの科目にあるかを把握している。しかしながら、一部のＳＢＯｓは選択科目のみに付されている（根拠資料 8-1）。

### （４）本評価後の改善状況

教務委員会でモデル・コアカリキュラムのＳＢＯｓの見直しが 2021（令和 3）年度に行われ、選択科目のみに付されていたＳＢＯｓはすべて「重複」となるよう設定された（根拠資料 8-2）。カリキュラムの一部変更が 2022（令和 4）年に行われたが、その際に必修から選択に移行した一部科目のＳＢＯｓに未修正が確認されたため、2023（令和 5）年度に再度見直しを実施し（根拠資料 8-3）、今後も、教務委員会により毎年の見直しを継続する。

受講学生が履修科目に付されるモデル・コアカリキュラムのＳＢＯｓを把握することを目的に、学部HP内にてＳＢＯｓ一覧を公開している（根拠資料 8-4）。

### （５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料 8-1：2019（平成 31）年度 ＳＢＯｓ

根拠資料 8-2：2021（令和 3）年度 ＳＢＯｓ

根拠資料 8-3：2023（令和 5）年度 ＳＢＯｓ

根拠資料 8-4：2023（令和 5）年度 HPにおけるＳＢＯｓ掲出

#### 検討所見

改善すべき点（８）は、本評価時において、モデル・コアカリキュラムのＳＢＯｓの中に、一部選択科目でしか対応されていないものがあつた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、選択科目のみに付されていたＳＢＯｓはすべて「重複」（複数科目で取り扱う）となるよう設定された。また、カリキュラム変更時には教務委員会により見直しを行うこととした。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。今後、指摘の趣旨に沿った教務委員会による見直しが継続的に行われることを期待する。

## 改善すべき点（9）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 4. 薬学専門教育の内容

### （2）指摘事項

大学独自科目に関しては、「独自」である旨をシラバスに明示する必要がある。

### （3）本評価時の状況

シラバスは、全ての授業科目（講義科目、実習、演習）について全学的に統一した書式で年度ごとに作成している。このシラバスは、「授業科目名」、「配当学科」、「学年」、「開講学期」、「担当教員」、「単位数」、「科目ナンバー」および「授業の到達目標及びテーマ」、「授業の概要」、「授業の計画」、「テキスト」、「参考文献・推薦図書」、「試験及び成績評価」、「関連ページ」から構成されている。一方で、大学独自科目に関しては、「独自」である旨をシラバスに明示されていない（根拠資料 7-1）。

### （4）本評価後の改善状況

改善すべき点（7）に示した通り、2020（令和2）年度シラバスから、教務委員会の作成した2020（令和2）年度シラバスの書き方（根拠資料 7-2）に基づき、シラバスの「授業の概要」欄に【必修・選択・選択必修の区分】、【独自科目の場合はその旨を記載】、【モデル・コアカリキュラム】を記載し、さらに「授業の計画」欄に各回の授業内容に相当する【モデル・コアカリキュラムのSBOs】も記載している（根拠資料 7-3）。シラバスを収載するシステムおよび記載方法の変更に伴い、2022（令和4）年度に一部科目で指摘される項目の欠落が確認された（根拠資料 7-5）。そのため2023（令和5）年度より、科目担当者により作成・提出されたシラバスを教務委員会により記入漏れや誤記の確認を行い、不備が認められた場合は、再提出を求め訂正した（根拠資料 7-6）。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料 7-1：2019（平成 31）年度 シラバス

根拠資料 7-2：2020（令和 2）年度 シラバスの書き方

根拠資料 7-3：2020（令和 2）年度 シラバス

根拠資料 7-5：2022（令和 4）年度 シラバス

#### 検討所見

改善すべき点（9）は、本評価時において、大学独自科目が「独自」である旨をシラバスに明示されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、シラバスの「授業の概要」欄に独自科目の場合はその旨を記載することとした。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

## 改善すべき点（10）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 5. 実務実習

### （2）指摘事項

実務実習事前学習全体の「目標達成度」を評価する総合的な指標を設定し、実務実習事前学習の最終評価が適切に実施されるように改善する必要がある。

### （3）本評価時の状況

実務実習事前学習では、目標達成度を評価する「病院・薬局事前学習自己評価表」が作成され、各項目の達成度を学生が自己評価している。また、春学期・秋学期の初めに、各学期の終了までに到達すべき目標（学習目標と態度目標）を個々の学生に設定させ、各学生の自己評価、他の学生からのピア評価、教員からの評価を合わせて目標到達度を評価している。さらに、春学期、秋学期の終わりには、各学生のアドヴァイザー教員が日誌を確認して到達度をフィードバックするシステムも用いている。実務実習事前学習への「日誌・成長記録」の導入は、独自の取り組みとして評価できる。しかしながら、薬学部としての総合的な指標を設定して実務実習事前学習全体の「目標達成度」を評価する指標は設定されていないため、最終評価が適切になされているとは言えない。

### （4）本評価後の改善状況

病院・薬局事前学習では、2020（令和2）年度より病院・薬局事前学習自己評価表に基づき学生自身が自己評価することに加え、春学期終了時には到達度確認試験、秋学期には技能態度試験を実施している（根拠資料10-1）。これらの試験は実務実習事前学習全体の「目標達成度」を評価する指標として、病院・薬局事前学習自己評価表に記載される項目（要求されるレベル3以上）に加え、その他授業を通じて学んだ内容について教員による客観的評価が行われている。

到達度確認試験では、「薬剤師の役割」、「薬学臨床の基礎」、「セルフメディケーション」、「在宅医療」、「個人情報保護の保護、薬剤師倫理」、「処方箋の基礎 調剤、監査」、「処方設計」、「情報の記録」、「リスクマネジメント」、「学校薬剤師」、「医薬品の管理」、「注射・輸液・血液製剤」、「消毒薬」、「医薬品情報」、「TDM」「薬物動態の解析」「薬物療法の実践」、「服薬指導」、「チーム医療」、「地域の保健活動」、「配合変化を製剤の粉碎」、「フィジカルアセスメント」、「地域の保健・医療・福祉への参画」、「医師への情報提供」、「臨床コミュニケーション」、「デバイスの使い方」について評価し、技能態度試験では「薬学計算」、「輸液」、「手洗い」、「ガウン着脱」、「調剤（計数、散剤、水剤、軟膏）」、「持参薬管理」、「監査」、「医師への情報提供」、「調剤室業務入門（基礎・応用）」、「SPセッション」について評価している。これらの評価は、2021（令和3）年度以降

も継続的に実施している（根拠資料 10-2、10-3、10-4）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料 10-1：2020（令和2）年度 病院・薬局事前学習 日誌・成長記録

根拠資料 10-2：2021（令和3）年度 病院・薬局事前学習 成長記録

根拠資料 10-3：2022（令和4）年度 病院・薬局事前学習 成長記録

根拠資料 10-4：2023（令和5）年度 病院・薬局事前学習 成長記録

#### 検討所見

改善すべき点（10）は、本評価時において、実務実習事前学習全体の「目標達成度」を評価する総合的な指標が設定されていなかった状況に対して、実務実習事前学習の最終評価が適切に実施されるよう改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、病院・薬局事前学習自己評価表に基づいた学生自身の自己評価に加え、春学期終了時には到達度確認試験、秋学期には技能態度試験を実施して教員による客観的評価を行うこととした。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されつつあるものと判断する。今後、指摘の趣旨に沿った教員による評価が、継続的に行われることを期待する。

## 改善すべき点（11）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 5. 実務実習

### （2）指摘事項

共用試験について、合格者に加えて受験者数も公表するよう改善が必要である。

### （3）本評価時の状況

受審年度である2019（平成31）年度、共用試験結果について薬学共用試験センターの指示に従い薬学部ホームページの「情報公開」、「共用試験結果」の欄に実施日程、実施方法、合格者数および合格基準が公表されている。しかし、受験者数については公表されていない（根拠資料11-1）。

### （4）本評価後の改善状況

薬学共用試験の受験者数については、薬学共用試験実施要項に従い、ホームページ上での公表を引き続き控えているが（根拠資料11-2、11-3、11-4）、今後は、受験者数を「自己点検・評価書」に記載して公表することとする。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料11-1：平成31年度薬学共用試験結果

根拠資料11-2：令和2年度薬学共用試験結果

根拠資料11-3：令和3年度薬学共用試験結果

根拠資料11-4：令和4年度薬学共用試験結果

## 検討所見

改善すべき点（11）は、本評価時において、薬学共用試験の受験者数が公表されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、今後は薬学共用試験の受験者数を「自己点検・評価書」に記載することにより公表するとしている。

以上の対応により、指摘された問題点は改善されるものと判断する。

## 改善すべき点（12）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 6. 問題解決能力の醸成のための教育

### （2）指摘事項

卒業研究は独立した科目として4年次、5年次、6年次の時間割に組み込み、単位数に応じた時間数が確保されるように改善する必要がある。

### （3）本評価時の状況

受審年度である2019（平成31）年度、「卒業研究及び卒業論文」は5年次および6年次に4単位必修科目として配置されている（根拠資料12-1）。そのため同年度4年次の時間割に「卒業研究及び卒業論文」は記載されていない（根拠資料12-2）。

### （4）本評価後の改善状況

「卒業研究及び卒業論文」は2020（令和2）年度より、4年次から6年次にまたがる科目として配置している（根拠資料12-3）。これに伴い、2020（令和2）年度以降の4年次、5年次、6年次時間割に「卒業研究及び卒業論文」が記載されている（根拠資料12-4、12-5、12-6、12-7、1-2、1-3、1-4、1-5）。2020（令和2）年度の4年生は「卒業研究及び卒業論文」が90分授業で年間43コマが配置され（根拠資料12-4）、5年次（2021（令和3）年度は90分授業で634コマが配当されている。ただし実務実習による22週間を除く）（根拠資料1-3）、6年次（2022（令和4）年度は105分授業に変更となり208コマ）（根拠資料1-4）にそれぞれ配置される「卒業研究及び卒業論文」の授業回数は、4単位実習科目に十分であると考えられる。また大学設置基準改正に伴い城西国際大学では2023（令和5）年に大学則が改正され、「卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教授会の議を経て単位数を定めることができる。」としている（根拠資料12-8）。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料12-1：2019（平成31）年度 学生便覧 薬学部 医療薬学科 履修の手引と手続き

根拠資料12-2：2019（平成31）年度 4年次時間割

根拠資料12-3：2020（令和2）年度 学生便覧 薬学部 医療薬学科 履修の手引と手続き

根拠資料1-2：2020（令和2）年度 5、6年次時間割

根拠資料1-3：2021（令和3）年度 5、6年次時間割

根拠資料 1-4 : 2022 (令和 4) 年度 5、6 年次時間割

根拠資料 1-5 : 2023 (令和 5) 年度 5、6 年次時間割

根拠資料 12-4 : 2020 (令和 2) 年度 4 年次時間割

根拠資料 12-5 : 2021 (令和 3) 年度 4 年次時間割

根拠資料 12-6 : 2022 (令和 4) 年度 4 年次時間割

根拠資料 12-7 : 2023 (令和 5) 年度 4 年次時間割

根拠資料 12-8 : 城西国際大学則

#### 検討所見

改善すべき点 (12) は、本評価時において、4 年次の時間割に「卒業研究及び卒業論文」が記載されておらず、単位数に応じた時間数が確保されていなかった状況に対して、卒業研究を独立した科目として 4 年次、5 年次、6 年次の時間割に組み込み、単位数に応じた時間数が確保されるように改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記 (4) の対応をとり、2020 年度以降は 4 年次から「卒業研究および卒業論文」が時間割に記載され、4 年次、5 年次、6 年次を通じて単位数に応じた時間数が確保された。

以上のことは上記 (5) の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

### 改善すべき点（13）

#### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

##### 6. 問題解決能力の醸成のための教育

#### （2）指摘事項

公平性を担保した客観的な評価を行うという観点から、指導教員（主査）のみが卒業論文の評価を行う方法は問題があるので、副査用の評価基準を定め、複数の教員で卒業論文を審査するように改善する必要がある。

#### （3）本評価時の状況

受審年度である 2019（平成 31）年度、「卒業研究及び卒業論文」の評価は指導教員（主査）による「卒業論文・日頃の取り組みの評価」（60%）および「卒業発表会プレゼンの評価」（10%）、チューター教員（副査）による「卒業発表会プレゼン・自己分析レポートの評価」（30%）で行われている（根拠資料 13-1）。

#### （4）本評価後の改善状況

「卒業研究及び卒業論文」の評価は、2020（令和 2）年度より指導教員（主査）による「卒業論文・日頃の取り組みの評価」（60%）および「卒業発表会プレゼンの評価」（10%）は、3項目から構成される「卒業論文本稿について」、4項目から構成される「卒業研究への日ごろの取り組みや成果について」、3項目から構成される「卒業論文発表会でのプレゼンテーションについて」それぞれ4段階で構成されるルーブリック表を用いて評価している。同様にチューター教員（副査）による「卒業発表会プレゼン・自己分析レポートの評価」（30%）について、3項目から構成される「卒業論文発表会でのプレゼンテーションについて」、1項目の「自己分析レポートについて」、さらに3項目から構成される「卒業論文本稿について」それぞれで、4段階で構成されるルーブリック表を用いて評価している（根拠資料 13-2）。最終的に指導教員（主査）およびチューター教員（副査）の評価の合算を成績評価としている。なおチューター教員（副査）は、被評価者である学生が所属する研究室以外の教員が担当している。

#### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料 13-1：2019（平成 31）年度 卒業研究及び卒業論文シラバス

根拠資料 13-2：卒業研究及び卒業論文 評価方法

#### 検討所見

改善すべき点（13）は、本評価時において、指導教員（主査）のみが卒業論文の評価を行っていた状況に対して、副査用の評価基準を定め、複数の教員で卒業論文を審査するよう改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、2020年度より主査と副査（被評価者である学生が所属する研究室以外の教員）がそれぞれ、4段階で構成されるルーブリック表を用いて評価することとした。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

#### 改善すべき点（14）

##### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

###### 6. 問題解決能力の醸成のための教育

##### （2）指摘事項

6年間における問題解決型学習の目標達成度に対する総合的評価は行われていないので、そのために必要な評価基準を設定した上で、これを行う必要がある。

##### （3）本評価時の状況

受審年度である2019（平成31）年度、問題解決能力の醸成に向けた教育を実践するために、1年次「薬学概論」、「コミュニケーション論演習」、2年次「地域連携論演習」、3年次「高齢者医療サービス論演習」、4年次「医薬品化学演習」、「薬剤疫学」、5、6年次「薬局機能特論演習」、「医薬品開発特論演習」、「ジェンダー・ライフステージ薬学特論演習」、「地域医療特論演習」など特論演習および「卒業研究及び卒業論文」が配置され（根拠資料12-1）、各科目がそれぞれで取り組み・発表・課題レポートなどパフォーマンス評価を通じて目標達成度が評価されている。しかしながら、6年間における問題解決型学習の目標達成度に対する総合的評価は行われていない。

##### （4）本評価後の改善状況

2020（令和2）年以降はコロナ禍の影響で対面教育の実施が困難となり、指摘事項の問題解決型学習の目標達成度に対する総合的評価の改善には至らなかった。2022（令和4）年度より2024（令和6）年度カリキュラム改訂に向けた学部FD中で、問題解決型学習における学修成果の総合的な目標達成度評価について検討した。

具体的には問題解決型学習に関するDPを見直し、学年それぞれにベンチマーク及び評価科目・評価事項を設け、これをDPに対するアセスメントプランとし（根拠資料3-2）、その後教授会での承認も得た（根拠資料3-3）。DP達成を総合的な目標とし、そこに至る段階的過程を各学年で示し、配置される評価科目で適正に評価することで、問題解決型学習における、学修成果の総合的な目標達成度を評価できるものとする。ただし、運用は2024（令和6）年度より開始される。

##### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料12-1：2019（平成31）年度 学生便覧

根拠資料3-2：2024（令和6）年度DPアセスメントプラン

根拠資料3-3：2023年度 9月薬学部臨時教授会資料

#### 検討所見

改善すべき点（14）は、本評価時において、問題解決型学習の目標達成度に対する6年間を通じた総合的評価が行われていなかったため、そのために必要な評価基準を設定した上で、これを行うよう、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、問題解決型学習における学修成果を総合的に評価するためのDPアセスメントプランを作成し、2024年度から、これに従って問題解決型学習における学修成果の総合的な目標達成度を評価することとした。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されつつあるものと判断するが、現時点での実績は無い。今後、指摘の趣旨に沿った評価が継続的に行われることを期待する。

## 改善すべき点（15）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 7. 学生の受入

### （2）指摘事項

低学年での留年率が依然として高く、またストレート卒業率が50%を大きく下回っているため、入試別・成績別の追跡調査などを行い、各入試形態において志願者の学力をより適正に評価するための指標と基準を改めて設定する必要がある。

### （3）本評価時の状況

2018（平成30）年度、6年次学生においては入学者数167人に対して在籍数が74人、ストレート在籍数は55人（ストレート在籍率33%）と、その数はかなり少ない。在籍数とストレート在籍率は、ここ数年改善しているが、低学年（1～3年次）の退学者や留年者が多いという状況は続いている。これらのことは、様々な入学試験選抜において、入学後の教育に求められる基礎学力や医療人としての適性を有する学生が適切に選抜されていない可能性を示しているが、この点に関する自己点検・評価はなされていない。入試別・成績別の追跡調査などを行うことで、各入試形態において志願者の学力をより適正に評価する指標を改めて設定する必要がある。

### （4）本評価後の改善状況

2019（平成31）年度以降の6年次学生のストレート在籍率は、44.3%、60.8%（2020（令和2）年度）、60.1%（2021（令和3）年度）、56.8%（2022（令和4）年度）、75.6%（2023（令和5）年度）と改善傾向にあり、2020（令和2）年度以降のストレート卒業率は50%を超えている（根拠資料15-1）。一方で、2019（平成31）年度以降の低学年における退学・除籍者数は改善が見られていない（根拠資料15-2）。2020（令和2）年度から2022（令和4）年度の退学・除籍者の事由に経済的困窮が目立ちコロナ禍に起因するものと判断したが、一方で初年次教育の見直しを教務委員会（教務部門）および学生支援委員会（学生支援部門）で行っている（根拠資料15-3）。具体的には2023（令和5）年度から1年次スプリングクォーター1期（4/5～5/26）に配置される薬学基礎化学、薬学基礎生物、薬学基礎物理の3科目において、毎週の授業後（5/15の週を除く）に十分な学修成果が得られていない学生を対象に担当教員及びチューデント・アシスタント学生による補習を実施している（根拠資料15-4）。2023（令和5）年度の退学・除籍者数（2023年9月5日現在）は、前年までに比べて減少している（根拠資料15-2）。

入試形態による入学後の学力については、2022（令和4）年度に1～4年次学生のGrade Point Average（GPA）比較を行ったが一定の傾向はみられていない（根拠資料

15-5)。引き続き定期的に入試区分別 GPA の追跡による学修成果のモニタリングを図るとともに、2年次以降においても明確な基準とともに補習等を計画的に実施しストレート進級率の向上を目指す。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料 15-1：ストレート進級

根拠資料 15-2：除籍退学者数

根拠資料 15-3：2022 年度 第 11 回\_教授会事前配布資料 抜粋

根拠資料 15-4：2023（令和 5）年度 1 年次時間割

根拠資料 15-5：2022（令和 4）年度 入試区分別 GPA

#### 検討所見

改善すべき点（15）は、本評価時において、入試別・成績別の追跡調査などを行い、各入試形態による志願者の学力を適正に評価するための指標と基準を改めて設定する必要があった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、初年次教育の見直し・改善を中心に行い、退学・除籍者数（2023 年 9 月 5 日現在）は、前年までに比べて減少した。一方、入試形態別の入学後学力調査（入試区分別 GPA の追跡）では一定の傾向がみられなかった。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、ある程度の改善努力はされていると判断できるが、十分な結果が得られているとはいえないので、今後、指摘の趣旨に沿った改善が継続的に行われることを期待する。

## 改善すべき点（16）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

### （2）指摘事項

再試験に関する規則とその開示について体系性、整合性、および統一性が欠如しているため、改善が必要である。

### （3）本評価時の状況

再試験については学生便覧に関連の規定が記載されている。しかしながら学則（もしくはそれに準ずる規則）に、すべての科目で再試験が実施されるのか、再試験は何回受験できるのかなどの基本的事項の記載がない。また、シラバスには、再試験を実施すると記載されている科目とそのような記載のない科目がある。

### （4）本評価後の改善状況

再試験に関する規定は、受審年度である2019（平成31）年度から2021（令和3）年度までは薬学部学生便覧に記載されているのみであり（根拠資料12-1、12-3、16-1）、改善には至っていない。その後も城西国際大学則への記載には至っていないものの（根拠資料12-8）、2022（令和4）年度より全学部・学科生向けの便覧（履修・試験・成績評価）に以下の文言が記載されている（根拠資料16-2、16-3）。

- （1）再試験は、原則として学期末または学年末に実施する。ただし、授業科目によっては再試験を行わない場合もある。
- （2）再試験は担当教員が許可した者に限り受験することができる。なお、再試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。
- （3）再試験は各学期の成績発表までに行う。

薬学部では全学の方針に従い、再試験を実施する科目においては、シラバスの「試験および成績評価」の欄に記載している（根拠資料7-6）。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料12-1：2019（平成31）年度 学生便覧 薬学部 医療薬学科 履修の手引と手続き

根拠資料12-3：2020（令和2）年度 学生便覧 薬学部 医療薬学科 履修の手引と手続き

根拠資料16-1：2021（令和3）年度 学生便覧 薬学部 医療薬学科 履修の手引と手続き

根拠資料12-8：城西国際大学則

根拠資料 16-2 : 2022 (令和 4) 年度 学生便覧 履修・試験・成績評価

根拠資料 16-3 : 2023 (令和 5) 年度 学生便覧 履修・試験・成績評価

根拠資料 7-6 : 2023 (令和 5) 年度 シラバス

#### 検討所見

改善すべき点 (16) は、本評価時において、再試験に関する規則とその開示について体系的性、整合性、および統一性が欠如していた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記 (4) の様に回答している。すなわち、再試験に関する規定は、受審年度である 2019 (平成 31) 年度から 2021 (令和 3) 年度までは薬学部学生便覧に記載されているのみであり、改善には至っていない。その後も城西国際大学則への記載には至っていないものの、2022 (令和 4) 年度より全学部・学科生向けの便覧 (履修・試験・成績評価) に再試験に関する項目が記載された。

以上のことは上記 (5) の根拠資料から確認できた。依然として大学の学則には再試験に関する規定が無いので、学部細則等に記載し、シラバスには科目ごとに再試験の有無を明記することが望まれる。よって、指摘が求めた改善に向けて取り組みを進めていると判断するが、今後、指摘の趣旨に沿った改善がさらに進むことを期待する。

## 改善すべき点（17）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

##### ■但し書き対応事項

### （2）指摘事項

卒業判定に関わる「薬学総合演習」の評価に外部模擬試験の結果を一部組み入れているのは適切ではないので、改善が必要である。

### （3）本評価時の状況

2018（平成30）年度「薬学総合演習及び卒業試験」の実力試験においては、国家試験予備校に依頼して実施している国家試験対策講習会の模擬試験問題を用いて実施していた。

### （4）本評価後の改善状況

本指摘事項については、「Ⅰ総合判定の結果」の但し書きに対する改善報告として2022（令和4）年3月30日に「2019（平成31）年度より、「薬学総合演習及び卒業試験」の実力試験においては、本学部で独自に作成した問題を使用することに変更した。2019（平成31）年3月22日に行われた教員連絡会で承認された単位認定基準と、当該授業科目のシラバスに基づきこれを運用したことを踏まえ、当該指摘に対する改善はなされたものと判断した。」との回答書を提出した。同5月27日に一般社団法人 薬学教育評価機構 評価委員会より「「薬学総合演習」の評価に外部模擬試験の結果を一部組み入れているのは不適切であり、「但し書き」として早急に改善するよう求めた。この指摘に対して、大学は上記の対応をとり、2019年度より独自に作成した実力試験の問題を使用し、外部機関の模試に依存しない評価方法に改めた。以上のことは上記の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。」との回答を得た（根拠資料 17-1）。2020（令和2）年度以降も同様の方法で実力試験問題を作成している（根拠資料 17-2、17-3、17-4、17-5、）

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料 17-1：「Ⅰ総合判定の結果」の但し書きに対する改善報告についての審議結果（城西国際大学）

根拠資料 17-2：2020（令和2）年度 薬学総合演習及び卒業試験 実力試験

根拠資料 17-3：2021（令和3）年度 薬学総合演習及び卒業試験 実力試験

根拠資料 17-4：2022（令和4）年度 薬学総合演習及び卒業試験 実力試験

根拠資料 17-5：2023（令和5）年度 薬学総合演習及び卒業試験 実力試験

### 検討所見

改善すべき点（17）は、「但し書き」で指摘したもので、下記の改善がすでに完了している。（2022年6月）

城西国際大学薬学部は、2019年度より「薬学総合演習」の評価について、独自に作成した実力試験の問題を使用し、外部機関の模試に依存しない評価方法に改めた。

## 改善すべき点（18）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

### （2）指摘事項

「薬学総合演習及び卒業試験」の合否基準がシラバスで確認できるように改善する必要がある。

### （3）本評価時の状況

受審年度である2019（平成31）年度の「薬学総合演習及び卒業試験」のシラバスにおける「試験及び成績評価」には、「薬学総合演習での基準点に達し、かつ卒業試験に合格、成長報告書の内容からDPを満たすものと評価された学生に対して単位を認定する（100%）。各回での取り組みが著しく悪い場合には、減点することがある。」と記載されているが（根拠資料18-1）、「薬学総合演習での基準点」や「卒業試験の合格基準」等が示されていない。

### （4）本評価後の改善状況

2020（令和2）年度の「薬学総合演習及び卒業試験」シラバスの「試験及び成績評価」には、「薬学総合演習での基準点に達し、かつ卒業試験に合格、成長報告書の内容からDPを満たすものと評価された学生に対して単位を認定する（100%）。各回での取り組みが著しく悪い場合には、減点することがある。」と記載され（根拠資料18-2）、さらに具体的基準点として「薬学総合演習での合格基準点を1000点とし、3回の実力試験の結果で評価する。ただし、各自の合格基準点は以下に示す分野別試験および総合試験の結果により1000点を超える場合があるが、1000点は下回らないものとする。実力試験（345点満点）を3回行い、それらの得点から以下の式に従って各自の点数を計算する。各自の点数＝最も高い得点×3＋二番目に高い得点×2＋最も低い得点。正当な理由で試験を欠席した場合は、受験した試験の成績の低い方の得点の8割を与える。分野別試験および総合試験での基準点は以下の通りとする。分野別演習試験を16回実施する。各回とも正解率80%を下回った場合、合格基準点（合計）を2点ずつ上げる。ただし、就職活動等やむを得ない状況で欠席する学生で、一週間以前に所定の欠席届を提出した場合は1点を上げる。総合試験Ⅰ及びⅡ（2回実施）については、各回とも正解率80%を下回った場合、合格基準点（合計）を4点ずつ上げる。90%以上の正解率の場合には、合格基準点（合計）を10点ずつ下げることができる。ただし、1000点は下回らないものとする。就職活動等やむを得ない状況で欠席する学生で、一週間以前に所定の欠席届を提出した場合は2点を上げる。繰り返しの6年次生については、卒業試験（総

合試験Ⅰ)において、65%以上の正解率を得た学生に単位を認定する。卒業試験で基準に達しない場合、一度だけ追再試験を実施し、合格基準は卒業試験と同じとする。」と記されている。2021(令和3)年度(根拠資料18-3)、2022(令和4)年度(根拠資料18-4)、2023(令和5)年度(根拠資料18-5)についても、それぞれ成績評価を構成する各種試験等の配分や基準点について記されている。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等(以下に記述した資料は別添のとおり)

根拠資料18-1:2019(平成31)年度 薬学総合演習及び卒業試験 シラバス

根拠資料18-2:2020(令和2)年度 薬学総合演習及び卒業試験 シラバス

根拠資料18-3:2021(令和3)年度 薬学総合演習及び卒業試験 シラバス

根拠資料18-4:2022(令和4)年度 薬学総合演習及び卒業試験 シラバス

根拠資料18-5:2023(令和5)年度 薬学総合演習及び卒業試験 シラバス

#### 検討所見

改善すべき点(18)は、本評価時において、「薬学総合演習及び卒業試験」の合否基準がシラバスで確認できなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記(4)の対応をとり、2020年度以降はシラバスに「薬学総合演習及び卒業試験」が記載され、具体的な基準点を記載した。

以上のことは上記(5)の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

## 改善すべき点（19）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 9. 学生の支援

### （2）指摘事項

大規模火災や大地震に対応するためのマニュアルを整備し、教職員・学生に向けた安全教育や講習会、訓練などを定期的実施する必要がある。

### （3）本評価時の状況

大規模火災や大地震に対応するためのマニュアルが整備されておらず、また、教職員・学生に向けた安全教育や講習会、訓練なども実施されていない。そのため、そのようなマニュアルを整備するとともに、安全教育や講習会、訓練などを定期的実施することが必要である。

### （4）本評価後の改善状況

2019（平成31）年11月29日、城西国際大学（東金キャンパス）総合防災訓練が防災管理者指揮下、山武郡市広域行政組合消防本部と合同で実施され、避難者、自衛消防組織の行動訓練および留意事項を配布している（根拠資料19-1、19-2）。2020（令和2）年度から2022（令和4）年度にかけてはコロナ禍の影響で防災訓練の実施には至らなかったが、2023（令和5）年7月26日、「防災管理規定改定後、教職員が一体となって消防計画を理解し、災害時に学生をより安全かつ効率的に守ること」を目的に2023（令和5）年度夏の防災訓練を実施している（根拠資料19-3）。この防災訓練では消防計画抜粋が配布され、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、救出救護班それぞれの役割が共有されている。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料19-1：2019（平成31）年度 城西国際大学総合防災訓練

根拠資料19-2：城西国際大学HP

(<https://www.jiu.ac.jp/news/detail/id=11110>)

根拠資料19-3：2023（令和5）年度 城西国際大学夏の防災訓練

#### 検討所見

改善すべき点（19）は、本評価時において、大規模火災や大地震に対応するためのマニュアルが整備されておらず、教職員・学生に向けた安全教育や講習会、訓練などを定期的  
に実施する必要があった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとった。すなわち、2023年度に防災訓練  
を実施し、消防計画抜粋を配布した。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善され  
たものと判断する。今後も、教職員・学生に向けた安全教育や講習会、訓練などを定期的  
に実施されるよう期待する。

## 改善すべき点（20）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 10. 教員組織・職員組織

### （2）指摘事項

一部の必修科目の講義を助教がすべて単独で担当するのは好ましくないので、改善する必要がある（根拠資料 20-1）。

### （3）本評価時の状況

「生理化学Ⅱ」（2年次、必修、2単位）、「生理化学Ⅲ」（旧カリ3年次、必修、2単位）、「微生物学Ⅱ」（2年次、必修、2単位）、「細胞生理学」（2年次、必修、2単位）、「分子生物学」（3年次、必修、2単位）については、2名の助教が15回の講義をすべて担当している。

### （4）本評価後の改善状況

受審年度である2019（平成31）年度は一部必修科目で助教が単独ですべての講義を担当していたが（根拠資料 20-1）、学部教務委員会を中心に2020（令和2）年度科目担当者の見直しを行い、助教が単独で必修科目を担当しないよう、科目担当教員の再配置を行っている（根拠資料 20-2）。2021（令和3）年度以降も必修科目では助教が単独で科目担当しないように実施されている（根拠資料 20-3、20-4、20-5）。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料 20-1：2019（平成31）年度 科目担当および教職員

根拠資料 20-2：2020（令和2）年度 科目担当および教職員

根拠資料 20-3：2021（令和3）年度 科目担当および教職員

根拠資料 20-4：2022（令和4）年度 科目担当および教職員

根拠資料 20-5：2023（令和5）年度 科目担当および教職員

## 検討所見

改善すべき点（20）は、本評価時において、一部の必修科目の講義を助教がすべて単独で担当していた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、科目担当者の見直しを行い、助教が単独で必修科目を担当しないよう、科目担当教員の再配置を行った。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。今後も、指摘の趣旨に沿った改善が継続的に行われることを期待する。

## 改善すべき点（21）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 10. 教員組織・職員組織

### （2）指摘事項

本来事務職がやるべき業務の一部を教員が担っているため、教員が教育研究に専念できない状況が生じている。そのため、事務職員を増員するなどの対策を講じる必要がある。

### （3）本評価時の状況

薬学部担当の事務職員は4名（事務長1名、事務員1名、臨時職員1名、嘱託1名）であり、事務に係わる業務量が多いため本来職員が行うべき事務作業を教員が行っている場合がある。このように、教員が教育・研究に専念できない状況にあるのは好ましいことではないので、事務職員を増員するなどの対応が必要である。

### （4）本評価後の改善状況

受審年度である2019（平成31）年度から2022（令和4）年度まで事務職員は変わらず4名体制である（根拠資料20-1、20-2、20-3、20-4）。2023（令和5）年度には6名体制（事務長1名、事務長補佐1名、事務員3名、臨時職員1名）となったが、事務長は福祉学部事務長および看護学部事務長を兼任し、また事務員1名は産休・育休中（2024年4月15日復職予定）であり、実質4名体制のままである（根拠資料20-5）。引き続き大学側に事務員の増員を求めていく。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料20-1：2019（平成31）年度 科目担当および教職員

根拠資料20-2：2020（令和2）年度 科目担当および教職員

根拠資料20-3：2021（令和3）年度 科目担当および教職員

根拠資料20-4：2022（令和4）年度 科目担当および教職員

根拠資料20-5：2023（令和5）年度 科目担当および教職員

#### 検討所見

改善すべき点（21）は、本評価時において、薬学部担当の事務職員数が少なく、教員が本来事務職のやるべき業務の一部を担っているため教育研究に専念できない状況が生じていた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとったが、薬学部担当の事務職員は依然実質4名のままである。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できた。今後、教員が教育研究に専念できるよう、事務職員を増員するなどして、指摘の趣旨に沿った改善が進められることを求める。

## 改善すべき点（22）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 13. 自己点検・評価

### （2）指摘事項

6年制薬学教育の内部質保証を目的として、薬学部としての点検・評価項目を設けて薬学部全体で自己点検・評価を行う体制を速やかに構築する必要がある。

### （3）本評価時の状況

薬学部内に自己点検・評価を行う組織として評価検討委員会が設置されている。評価検討委員会は委員長以下5名の委員で構成され、その内の1名が外部委員として加わった他学部の教員（平成30年度は看護学部招聘教授）である（根拠資料22-1）。全学の「城西国際大学自己点検・評価に係る規定」および「薬学部評価検討委員会活動指針（案）」には、外部委員の参加を規定する記載はない。しかしながら、このように同じ大学の他学部の教員を「外部委員」とするのは好ましくない。外部委員については、他大学や医療現場からそれにふさわしい有識経験者を複数迎えることが望まれる。

### （4）本評価後の改善状況

2020（令和2）年度、従来の評価検討委員会を自己点検評価委員会とし学部長、学科長を含む4名の薬学部教員と1名の外部委員により構成される委員会組織とした（根拠資料22-2）。2021（令和3）年度、2022（令和4）年度と同様の委員会組織を維持し（根拠資料22-3、22-4）、2023年度（令和5）には新たに1名の外部委員（卒業生）を招聘した（根拠資料22-5）。なお、2名の外部委員はいずれも病院薬剤師である（根拠資料22-6）。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料22-1：2019（平成31）年度 委員会組織

根拠資料22-2：2020（令和2）年度 委員会組織

根拠資料22-3：2021（令和3）年度 委員会組織

根拠資料22-4：2022（令和4）年度 委員会組織

根拠資料22-5：2023（令和5）年度 委員会組織

根拠資料22-6：2023（令和5）年度 外部評価委員委嘱状

#### 検討所見

改善すべき点(22)は、本評価時において、6年制薬学教育の内部質保証を目的として、薬学部としての点検・評価項目を設けて薬学部全体で自己点検・評価を行う体制を速やかに構築する必要があった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記(4)の対応をとり、2020年度からは外部委員として薬剤師1名を、2023年度にはさらに1名の薬剤師を加えて自己点検評価委員会を組織し直した。しかし、薬学部としての点検・評価項目を設けるには至っていない。

以上のことは上記(5)の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断するが、薬学部としての点検・評価項目は未設定である。今後、指摘の趣旨に沿った改善が継続的に行われることを期待する。

## 改善すべき点（23）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 13. 自己点検・評価

### （2）指摘事項

評価検討委員会は、「6年制薬学教育の内部質保証」としての薬学部全体の自己点検・自己評価を主導し、取りまとめた結果を公表する必要がある。

### （3）本評価時の状況

薬学部ホームページには「自己評価 21」の自己点検・評価報告書が公開されているのみであり、評価検討委員会が項目を定めて毎年度行っている自己点検・評価は公開されていない。

### （4）本評価後の改善状況

2019（平成31）年度、「城西国際大学薬学部 自己点検・評価書（2019年5月）」（根拠資料23-1）を、受審後の評価報告書として「薬学教育評価 評価報告書（2019年度）」（根拠資料23-2）をHPに公開している。城西国際大学としてはその後、「城西国際大学 自己点検・評価報告書 -2020年度-」（根拠資料23-3）、「2021年度 動物実験に関する自己点検・評価報告書」（根拠資料23-4）などを公開しているが、城西国際大学薬学部としての自己点検・自己評価結果の毎年の公開には至っていない。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料23-1：城西国際大学薬学部 自己点検・評価書（2019年5月）

<https://www.jiu.ac.jp/files/user/pharmacy/featureSPdf/rnw1-001.pdf>

根拠資料23-2：薬学教育評価 評価報告書（2019年度）

<https://www.jiu.ac.jp/files/user/pharmacy/featureSPdf/rnw1-002.pdf>

根拠資料23-3：城西国際大学 自己点検・評価報告書 -2020年度-

<https://www.jiu.ac.jp/files/user/pdf/about/pdf-03.pdf>

根拠資料23-4：2021年度 動物実験に関する自己点検・評価報告書

<https://www.jiu.ac.jp/files/user/pharmacy/featureSPdf/rnw1-008.pdf>

#### 検討所見

改善すべき点(23)は、本評価時において、評価検討委員会が「6年制薬学教育の内部質保証」として薬学部全体の自己点検・自己評価を主導し、取りまとめた結果を公表する必要があった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記(4)のように、「城西国際大学薬学部 自己点検・評価書(2019年5月)」、「城西国際大学 自己点検・評価報告書 -2020年度-」、「2021年度 動物実験に関する自己点検・評価報告書」などを公開しているが、城西国際大学薬学部としての自己点検・自己評価結果の毎年の公開には至っていない。

以上のことは上記(5)の根拠資料から確認した。今後は指摘の趣旨に沿って、城西国際大学薬学部としての自己点検・自己評価結果を公表されるよう求める。

## 改善すべき点（24）

### （1）改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 13. 自己点検・評価

### （2）指摘事項

薬学部全体として、教育・研究活動の改善に役立てるP D C Aサイクルを早急に確立する必要がある。

### （3）本評価時の状況

自己点検・評価の一環として科目担当者は授業改善結果を自己点検評価書に入力し、改善効果を自己評価しており、また「臨床マインド教育委員会」や「カリキュラム・留年対策委員会」も個別に情報解析を行い、留年生の減少などに取り組んでいる。このような個々の教職員や各委員会の業績評価や業務評価は「自己評価」の一部ではあるものの、6年制薬学教育の内部質保証の観点からは、これだけでは不十分である。すなわち、教育・研究活動を改善するために薬学部全体として推進すべきP D C Aサイクルについては、まだ確立されていない。

### （4）本評価後の改善状況

2020（令和2）年度は改善に至らなかったが、2021（令和3）年度より委員会組織に紐づけて教育・研究活動の改善に役立てるP D C Aの運用を始めている（根拠資料24-1、24-2）。2023（令和5）年度は委員会組織を再編し、各委員会を統括する部門を編成し（根拠資料22-5）、各部門で要綱を作成し（根拠資料24-3）、P D C Aの管理・運用を行っている。また2023（令和5）年度からは、大学全体の中期計画と連動するようP D C Aサイクルを推進している（根拠資料24-4）。

### （5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

根拠資料24-1：2021（令和3）年度 委員会P D C A

根拠資料24-2：2022（令和4）年度 委員会P D C A

根拠資料22-5：2023（令和5）年度 委員会組織

根拠資料24-3：2023（令和5）年度 部門要綱

根拠資料24-4：2023（令和5）年度 委員会P D C A

#### 検討所見

改善すべき点（24）は、本評価時において、薬学部全体として、教育・研究活動の改善に役立つPDC Aサイクルを早急に確立する必要があった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、各部門・委員会の要綱を定め、2025中期目標に向けてPDC Aサイクルを確立しつつある。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されつつあるものと判断する。今後さらに指摘の趣旨に沿った改善が進められるよう期待する。